

敦賀市・敦賀市交通対策協議会

自転車の安全利用について

1 自転車への交通反則通告制度の導入

16歳以上の自転車利用者の交通違反に「青切符」を交付する新制度を巡り、令和7年6月17日、走行中に携帯電話を使用する「ながらスマホ」や通行区分違反（逆走、歩道通行）などの反則金を盛り込んだ道路交通法施行令の改正案が閣議決定され、令和8年4月1日から施行されます。

なお、反則金の対象となる交通違反は「携帯電話使用（ながらスマホ）」が最高額の12,000円で、「信号無視」（6,000円）、「通行区分違反（歩道通行・逆走）」（6,000円）など113種類に上ります。



※ 交通反則通告制度について

運転者がした一定の道路交通法違反で

- ・ 比較的軽微なもの
- ・ 現認、明白、定型的なもの

を反則行為とし、**反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴を提起されない、つまり前科とならない**制度のこと

2 主な反則行為

違反行為	反則金
携帯電話使用（ながらスマホ）	12,000円
遮断機下りた踏切への立ち入り	7,000円
信号無視	6,000円（点滅信号5,000円）
通行区分違反（歩道通行・逆走）	6,000円
一時不停止	5,000円
制動装置不良自転車運転 （ブレーキ利かないなど）	5,000円
公安委員会遵守事項違反 （傘さし、イヤホンで音楽など）	5,000円
無灯火	5,000円
並走	3,000円
2人乗り	3,000円

3 取締り対象（悪質・危険な違反）とは…

- ① 違反自体が悪質・危険
 - 重大違反 → **赤切符（刑事手続き）**
（酒酔い、酒気帯び、妨害運転、ながらスマホ＋交通の危険）
 - 重大事故につながるおそれが高い違反 → **青切符**
（遮断機立ち入り、自転車制動装置不良、携帯電話使用等（保持））
- ② 違反態様が悪質・危険なもの
 - 違反により交通事故が発生 → **赤切符（刑事手続き）**
 - 違反により、交通の危険 → **青切符**
 - ・ 歩行者を立ち止まらせた
 - ・ 同時に2つ以上の違反
 - ・ 他の車両に急ブレーキを踏ませる
 - 違反の行われ方が悪質・危険 → **青切符**
（警察官の指導・警告に従わず、敢えて違反を行ったとき など）



4 自転車は歩道通行じゃないの？

日本における交通事故死者数は昭和45年にピークを迎え、その死者の多さから当時は交通戦争と言われていました。

このような情勢を受け、国は道路交通法を改正し、それまで車道を走っていた自転車が例外的に歩道も走れるようになりました。

※ 道路交通法63条の4第1項「自転車が歩道を通ってもよい場合」

- ① 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができるかとされているとき
- ② 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき
- ③ 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

その後、死亡事故は減少していきましたが、一方で自転車の歩道通行はあくまでも例外であるという部分が忘れられてしまい、逆に自転車は歩道を走るのが当然という誤った認識が広まってしまいました。

その結果、平成10年代に入るに至り、今度は自転車と歩行者の事故が増えて

しまったため、警察庁交通対策本部は平成19年10月に「自転車安全利用五則」を制定して自転車利用の安全確保を図っていましたが、昨今の交通情勢の変化に伴い、令和4年11月に自転車は原則車道通行であることや誰であっても自転車に乗るときはヘルメットの着用をしなければならないことを明記した「新自転車安全利用五則」を新たに制定しています。

自転車安全利用五則の新旧対照表

新	旧
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先	1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認	2 車道は左側を通行
3 夜間はライトを点灯	3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4 飲酒運転は禁止	4 安全ルールを守る 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 夜間はライトを点灯 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5 ヘルメットを着用	5 子どもはヘルメットを着用

※ 主な改正点

- ・ 歩道は車道寄りを徐行を削除
- ・ 緊急性（危険性）の高いルールを限定して列挙
- ・ ヘルメットは年齢に関係なく誰もが着用しなければならないことを明記

5 自転車安全利用五則 その1 「車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先」

自転車で車道を通行するときのルール

○ 車道通行の原則

自転車は、「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、原則として、車道を通行しなければなりません（法第17条第1項）。

- * 路側帯とは、歩道のない道路にある、歩行者が通行するために、道路の側端に白線で区画された場所です。

路側帯

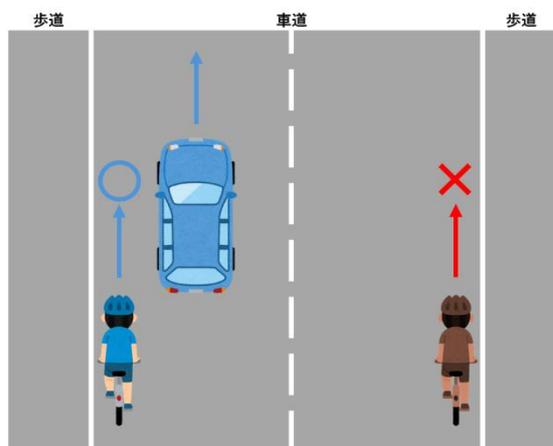


○ 左側通行の原則

自転車は、基本的に**道路の左側端**に寄って通行しなければなりません。
(法第17条第4項、第18条第1項)。

×は通行区分違反

反則金 6,000 円！！



自転車**で歩道**を通行するときのルール

○ 歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができます (法第63条の4第1項)。



自転車歩道通行可
の道路標識

※ 道路交通法63条の4第1項「自転車が歩道を通ってもよい場合」

- ① 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができると思われるとき
- ② 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき
- ③ 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

※ ③のやむを得ないと認められるときとは…

道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときをいいます。

○ 歩道を通行するときのルール（原則）

歩道通行をするときは、**歩道の中央から車道寄りの部分を徐行**（直ちに停止することができるような速度）しなければなりません（法第 63 条の 4 第 2 項）。

また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。



徐行または一時停止しなかった場合、歩道徐行等義務違反
反則金 3,000 円！！

自転車**で路側帯**を通行するときのルール

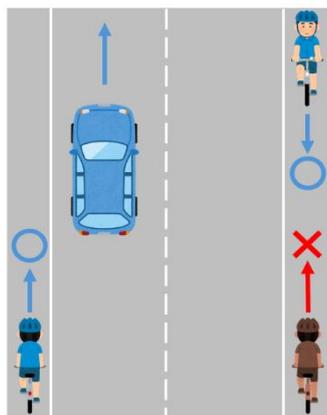
○ 路側帯を通行できるとき

自転車は、著しく歩行者の通行を妨げるときを除いて、路側帯を通行することができます。（法第 17 条の 3 第 1 項）

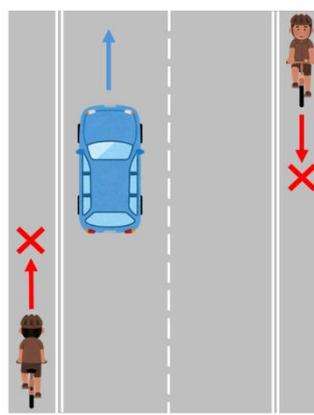
○ 路側帯を通行するときのルール（原則）

自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければなりません（法第 17 条の 3 第 1 項）。

ただし、白の二本線で標示された路側帯（歩行者用路側帯）のときは、路側帯内を通行することはできません（法第 17 条の 3 第 1 項）。



路側帯



歩行者用路側帯

これらに違反した場合、通行区分違反
反則金 6,000 円！！

※ 写真は、敦賀市中央町（中央小北側）
に設置されている歩行者用路側帯



○ 通行方法

自転車で路側帯内を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません（法第 17 条の 3 第 2 項）。

これに違反した場合、路側帯進行方法違反
反則金 3,000 円！！

6 自転車安全利用五則 その2 「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」

全国の自転車と自動車の事故（令和2年から令和6年までの合計）のうち、出会い頭や右左折時の衝突が8割以上を占め、その多くが交差点で発生するなど、自転車にとって、交差点は特に事故に遭いやすい場所です。

特に、信号を守らなかったり、交差点において一時停止をしたりしないと、交差する道路から来る自動車や歩行者と衝突する危険が高まります。信号無視と指定場所一時不停止等は、令和6年中の自転車の交通違反の検挙の8割以上を占めています。

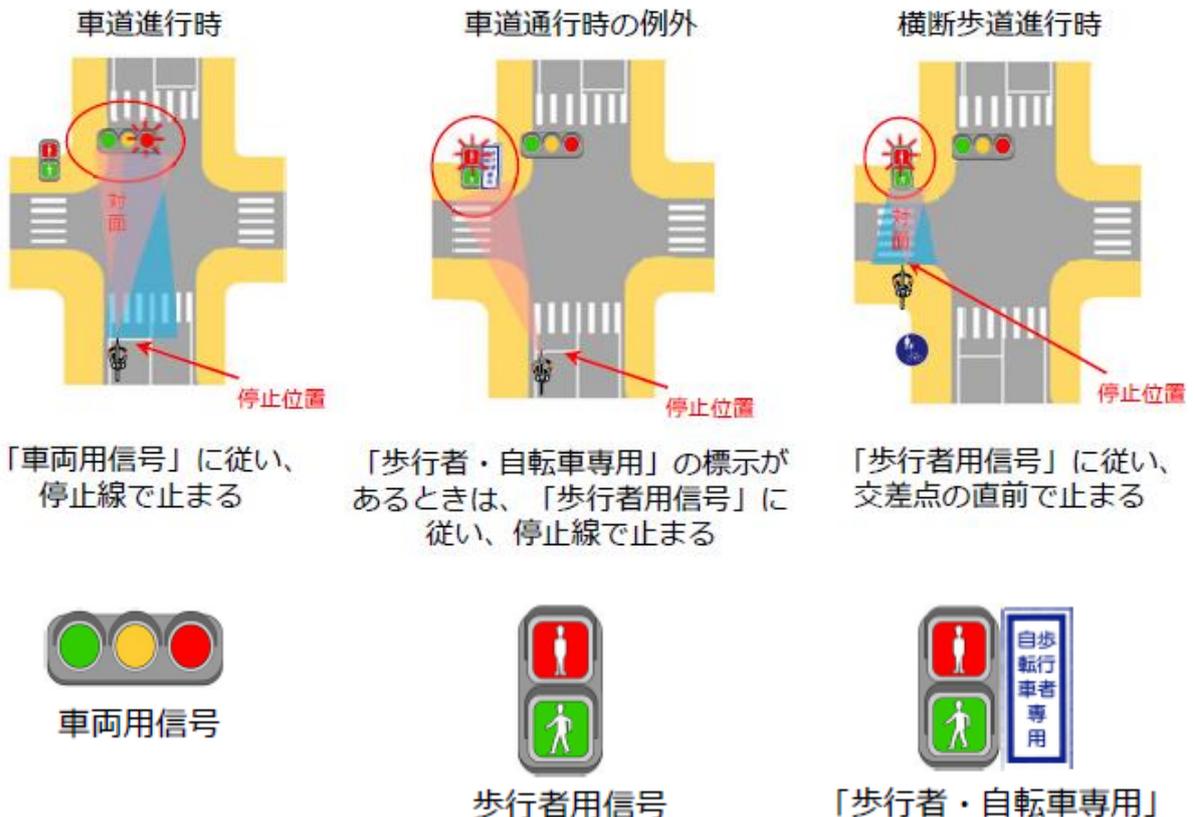
交差点では、必ず信号や一時停止に従って、安全を確認して進行してください。



○ 信号に関するルール

自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います（法第7条）。また、「車両用信号」が黄色の場合、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。

ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、自転車が車道を通行するときであっても、歩行者用信号に従ってください。

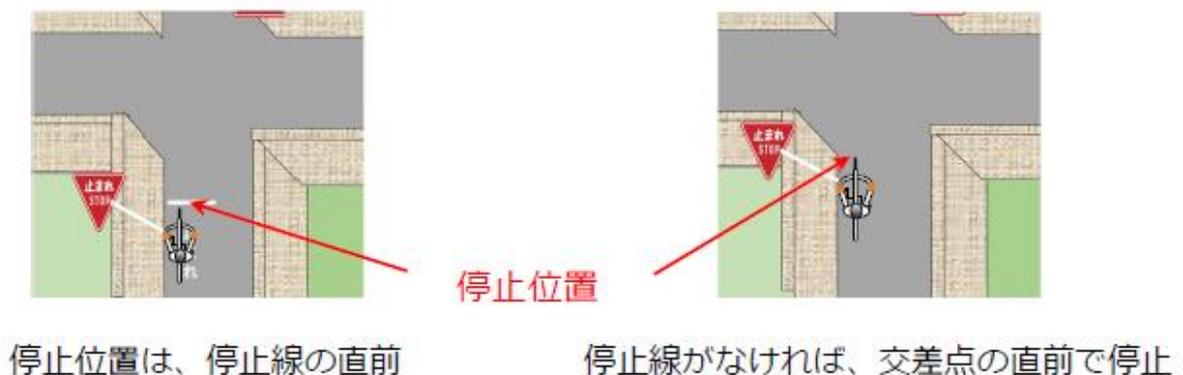


これに違反した場合、信号無視違反

反則金6,000円！！

○ 一時停止に関するルール

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければなりません（法第43条）。



これに違反した場合、指定場所一時不停止等違反
反則金5,000円！！

7 自転車安全利用五則 その3 「夜間はライトを点灯」

夜間は、ライトをつけなければなりません（法第52条第1項）。

これに違反した場合、無灯火違反
反則金5,000円！！



8 自転車安全利用五則 その4 「飲酒運転は禁止」

体内のアルコール濃度にかかわらず、お酒を飲んで自転車を運転することが禁止されています（法第65条第1項）。

自転車運転者に飲酒をすすめたり、飲酒をした人に自転車を提供したり、飲酒をした人に要求・依頼して自転車に同乗したりする行為も処罰の対象となります（法第65条第2項～第4項）。

お酒に関する違反は交通違反通告制度（青切符）の対象ではありません。裁判があり、有罪となれば前科となります。

- 酒気帯び運転違反は… 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！！
- 自転車の提供者は… 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！！
- 酒類の提供・同乗者は… 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金！！

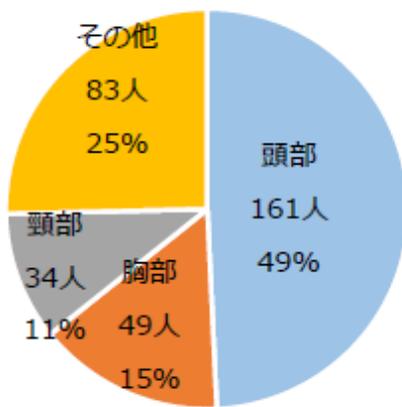


9 自転車安全利用五則 その5 「ヘルメットを着用」

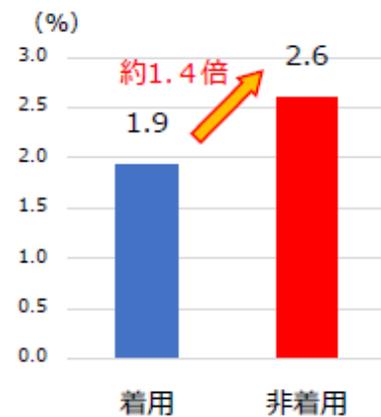
自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務とされています（法第63条の11第1項）。

令和6年中、全国で自転車乗用中の死者の約5割が、頭部を負傷しており、頭部を保護することは極めて重要です。

皆さんの髪型は、命よりも大切なものですか？



人身損傷主部位別の自転車乗用中死者数（令和6年）



自転車乗用中人身損傷主部位「頭部」のヘルメット着用状況別致死率比較（令和2年～令和6年合計）

10 青切符以外にも受ける可能性のある処分

○ 自転車運転者講習制度

危険な違反を繰り返した自転車運転者に対して、安全運転の大切さについての「気付き」を促し、再び危険な違反をしないようにするために導入された制度です。

14歳以上の者が、以下の16種別の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

自転車運転者講習は、3時間の講習であり、受講料が必要となります。

また、公安委員会から講習の受講を命じられたにもかかわらず、3か月以内に受講しないときは、5万円以下の罰金が科せられます。

16種別の交通違反

- ① 通行区分違反 ② 通行禁止違反 ③ 歩行者用道路徐行違反 ④ 歩道徐行等義務違反 ⑤ 路側帯進行方法違反 ⑥ 信号無視 ⑦ 指定場所一時不停止等
- ⑧ 優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反 ⑨ 交差点優先車妨害
- ⑩ 環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反
- ⑪ 酒酔い運転、酒気帯び運転 ⑫ 妨害運転 ⑬ 携帯電話使用等（交通の危険）、携帯電話使用等（保持） ⑭ 遮断踏切立入り ⑮ 自転車制動装置不良
- ⑯ 安全運転義務違反

11 敦賀市内で見られる自転車の安全対策

○ 自転車専用通行帯

法的な拘束力があります（法第20条第2項）。

標識があり、車道の進行方向の左側で「自転車専用」という白文字が書かれており、青や茶色で塗装されています。

この通行帯がある場合、自転車はここを通行します。自転車は逆走禁止、車やバイクは通行できません。敦賀市では県道佐田竹波敦賀線とその1本南の市道の松島地籍に設置されています。



自転車専用通行帯標識

自転車が逆走した場合、通行区分違反
反則金 6,000 円！！

車やバイクが通行した場合、通行帯違反
点数1点 反則金 6,000 円！！

○ 自転車歩道通行可の交通規制（自歩可規制）

法的な拘束力があります（法63条の4第1項）。

この規制がある場合、**自転車は歩道を通行することができます。**

ただし、この規制標識は、基本的に信号交差点などに設置されており、途中のわき道から歩道に侵入した場合、自歩可規制の有無がすぐにわからないことがあります。

また、過去の交通政策の弊害として多くの方々が自歩可規制の意味を

○ **自転車は歩行者の邪魔にならないように歩道を走ることができる**
ではなく、

× **自転車は歩道を走らなければならない**

であると勘違いして覚えてしまっているという実情を踏まえ、警察では積極的な広報・指導・警告を実施して意識改革を行っていくほか、歩道の通行区分違反の取締り対象を

- ・ スピードを出して歩行者を驚かせ、立ち止まらせた場合
- ・ 警察官の警告に従わず、違反行為を継続した場合
- ・ 交通事故に直結する危険な運転の場合

とするとのことでした。

**自歩可規制がない歩道を自転車が走った場合、通行区分違反
反則金 6,000 円**



自歩可規制
の道路標識



同じ自歩可規制標識なのにどうして違うの？

現在、敦賀市内では左の3種類の自歩可規制標識がありますが、**規制内容は同じです。**

福井県では従来、自歩可規制標識の補助標識は「この歩道は自転車もおれます」又は「自転車歩道通行可」を附置していましたが、令和5年7月から特例特定原付も通行可能となるため、令和5年度工事からは「歩行者優先」に変更されました。

○ 混在路

自転車ナビマークや自転車ナビラインという青い矢印が目印です。標識はありません。（警察庁の文書では矢羽根型路面標識と表記されています。）

自転車ナビマークは自転車が車道を走行する際の推奨路という位置づけで、危険な場合は歩道も通行できますし、車も通行可能です。法定外の道路標示のため法的な拘束力はありません。

一番目にするタイプの道路で敦賀市内にも各所に存在しています。



12 まとめ

① ヘルメットを着用するのは基本中の基本！

② 自転車は原則車道の左側を通行

※ 例外は

「13歳未満の子供や70歳以上の高齢者の方」

「車道走行が危険な場合」

「標識などで自転車走行を認めている歩道」

の場合

③ 重大事故につながるおそれが高い違反 → 青切符

（遮断機立ち入り、自転車制動装置不良、携帯電話使用等（保持））

④ 通行区分違反（逆走、歩道走行）は青切符（6,000円の反則金）

※ 検挙される場合

「スピードを出して歩行者を驚かせ、立ち止まらせる」

「警察官の警告に従わず、違反行為を継続」

「交通事故に直結する危険な運転」

のいずれかの場合

⑤ 敦賀市において自転車が走る場所は

「車道」

「路側帯」

「自転車専用通行帯」

「自歩可規制」

「混在路」

の5つ

13 参考事項

本資料は、警察庁が作成・公表している「自転車ルールブック」の必要部分を抜粋して作成しました。

さらに詳細な内容が知りたい方は下記のアドレスにアクセスしてください。

警察庁 web ページ

<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/20250902001.html>